

## JTB電子チケット販売規定（第一版）

### 第1条（電子チケットの定義）

当社は、JTB電子チケットサービス（以下、「本サービス」といいます。）において、入場・拝観・体験プログラム・ガイド・飲食サービス・商品等（以下、これらを総称して「役務等」といいます。）を提供する事業者（以下、「サプライヤー」といいます。）のこれら役務等をお客様が購入するための前払式支払手段として、電子チケットを発行し、お客様へ販売します。

### 第2条（電子チケットが保証する権利）

当社は、お客様への電子チケットの発行、販売に際し、その電子チケットが明示する条件に従って、お客様がサプライヤーにおいて役務等を受けられることを保証します。なお、当社は、サプライヤーが当社に申告する条件に則ってお客様が電子チケットで利用できる役務等を紹介し、また、サプライヤーが提供する役務等の内容、数量、品質、現地販売価格等の紹介内容について、それらが法令に抵触する場合または著作権を侵害する場合ならびに公序良俗に反する場合を除き、当社はその内容に関与しません。

### 第3条（電子チケットの販売・購入）

#### 1. 電子チケットの販売

##### （1） 販売箇所

当社は、当社が発行する電子チケットを当社が運営するインターネットサイト上（以下、「当サイト」といいます。）でのみ販売します。

##### （2） 電子チケットの発行期間・発行数量

当社は、電子チケットについて、サプライヤーが指定する条件に則って、その販売期間、販売数量を決定し販売します。また、サプライヤーは、自らの都合によって販売期間ならびに販売数量を事前にお客様に断りなく変更する権利を有します。

#### 2. 電子チケットの購入

（1） お客様は、当社が発行する電子チケットを当サイトにおいて申込み、クレジットカード等当社が販売時に用意する支払手段を用いて当サイト上において購入することができます。なお、この購入手続きの完了をもって、購入契約の成立とします。

（2） 当社は、購入手続きの完了について、当サイト上の購入完了画面をもってお客様へ告知します。また、当社は、お客様が登録した電子メールアドレスに対し、購入完了の電子メールを送信します。

#### 3. 電子チケットの引渡し

当社は、前項2.（2）の電子メールに、お客様のパソコンおよびスマートフォン画面に電子チケットを表示するための固有のインターネットアドレスを記載し、お客様がこのアドレスにアクセスし電子チケットを呼び出すことをもって電子チケットを引き渡すこととします。

### 第4条（電子チケットの利用可能日・有効期間・有効回数）

#### 1. 電子チケットの利用可能日等

当社またはサプライヤーは、電子チケットの利用可能日、利用可能時間はチケット毎に定め、販売画面に明示します。なお、お客様が購入した電子チケットはその最大有効期間を超えて利用することはできません。

#### 2. 電子チケットの最大有効期間

電子チケットの最大有効期間は、お客様が購入した日を含め最大180日間とします。但し、サプライヤーが電子チケットの有効期間を180日未満で別途定めて販売する場合には、その条件が優先されます。

#### 3. 電子チケットの有効回数

個別の電子チケットは、各々の電子チケットが定める有効利用回数または当該チケット初回利用時からの利用可能日数内で利用可能です。有効条件の満了時点で電子チケットの権利は終了し無効となります。

### 第5条（電子チケットの払戻）

#### 1. 払い戻し

当社は、お客様が購入した電子チケットについて、次の各号の場合を除き、お客様の都合による払戻を一切お受けいたしません。

（1） お客様が購入した電子チケットの役務等の全部または一部の提供が、サプライヤーの都合で当該電子チケットの有効期間終了前にやむを得ず終了・中止せざるを得ないとき。

（2） お客様が購入した電子チケットの役務等を提供するサプライヤーが、当該電子チケットの有効期間終了前にその事業を終了することが判明したとき。

- (3) お客様が購入した電子チケットの内容が、サプライヤーが明示する役務等の条件と著しく異なっていることが判明したとき。
- (4) お客様が購入した電子チケットの役務等の全部または一部が、お客様の安全に支障があると当社が判断したとき。
- (5) お客様が購入した電子チケットの役務等の全部または一部が、既にサプライヤーの都合によって提供を終了していることが判明したとき。
- (6) サプライヤーがお客様の都合による払戻が可能な商品を提供したとき。
- (7) その他、有効期間中の電子チケットの役務の提供に著しい支障が生じたとき。

## 2. クーリングオフ

当サービスで購入した電子チケットはクーリングオフの対象外です。

## 3. 払い戻しの手続

### (1) 払い戻しの通知

当社は、本条第1項の各号いずれかもしくはその他の理由で当社が電子チケットの払戻を決定した場合、お客様が登録したメールアドレスに対して払戻の実施およびその手段について通知を行います。但し、登録されたメールアドレスが利用できないことによる連絡不通について当社は責任を負いません。

### (2) 当該チケットの無効化

当社は、本条第1項の各号いずれかに該当する電子チケットのうち、提供期間の終了等によって、お客様による役務等の受領が不可能となった電子チケットについては、払い戻し手続きが未了でかつ有効期間満了前であっても、お客様への電子メールでの通知後、強制的に無効化を実施する場合があります。

## 第6条（電子チケットの失効）

お客様が購入した電子チケットの有効期限を超えて未使用だった場合、当該電子チケットの権利は消失します。また、当社は、失効した電子チケットの払い戻しは一切お受けいたしません。

## 第7条（電子チケットの利用方法）

### 1. 電子チケットの表示と提示

お客様は、電子チケットの利用に際し、役務等を提供するサプライヤーの窓口等で当該電子チケットを示し、または、サプライヤーの入場ゲートで電子チケットをかざすことにより利用承認（以下、「消込」といいます。）を受けなければなりません。

### 2. 消込ができなかった場合の対応

当社ならびにサプライヤーは、お客様がサプライヤーの窓口等において、サプライヤーによる電子チケットの消込ができなかった場合は次の通り対応します。

- (1) お客様が提示する電子チケットの消込ができなかった場合、サプライヤーは、お客様の承認を得た上で、別の手段でお客様の電子チケットの消込登録を実施します。
- (2) サプライヤーが用意すべき端末を持たず（破損、紛失などによる利用不能状態を含みます）、お客様が提示する電子チケットの消込ができなかった場合、サプライヤーは、お客様の承認を得た上で、別の手段でお客様の電子チケットの消込登録を実施します。
- (3) サプライヤーが指定した利用場所において、お客様が用意したスマートフォンの通信に使用する契約通信会社のデータ通信が不能な場合で、電子チケットの提示ができないときには、サプライヤーはお客様の承認を得た上で、別の手段でお客様の電子チケットの消込登録を実施します。
- (4) お客様が電子チケットを提示できるスマートフォンを持たずにサプライヤーを訪問した場合、サプライヤーは、お客様に対して当該役務等の提供に際して現金もしくはサプライヤーが指定する方法で代金を請求できます。この場合において当社は、お客様が購入した電子チケットの払戻を申し受けません。

## 第9条（誤提示に伴う誤消込対応）

お客様が電子チケットの利用に際し、次の各号による誤消込が生じた場合、お客様は、サプライヤーとともにその場で当社へ連絡し、誤消込の取消をしなければなりません。なお、その場での当社への連絡がなかった場合、当社は誤消込された電子チケットを正当に利用されたものとして取り扱います。

- (1) 利用先とは異なるサプライヤーの電子チケットを提示し、利用先のサプライヤーがこれを誤って消し込んだ場合
- (2) 利用（入場）人員以上分の電子チケットを提示し、サプライヤーがこれを消し込んだ場合
- (3) 実際の利用構成（大人・子ども等）と異なる組合せで電子チケットを提示し、サプライヤーがこれを消し込んだ場合

## 第10条（サプライヤーの営業日・営業時間）

当社は、サプライヤーから営業日・営業時間の提供を受け、当サイトに掲示をしますがその正確性に責任を負いません。お客様は、実際の電子チケット利用に際し、利用先サプライヤーの営業日・営業時間について、自らによる確認が必要となります。

## 第11条（電子チケットの再発行）

当社は、お客様が電子チケットを紛失、盗難または電子チケットを利用する電子機器の破損、損壊、紛失したことによる電子チケットの再発行は承りません。

## 第12条（転売の禁止）

### 1. 転売禁止

当社は、お客様が営利目的で電子チケットを第三者に対して転売（オークションを含む）することを禁止します。

### 2. 当該チケットの無効化

当社は、お客様による転売行為が判明した場合、当該電子チケットを無効化するとともに、本規約に違反する行為があったものとみなし、本サービスにおけるお客様の権利をなく奪します。

## 第13条（免責事項）

### 1. 責任の範囲

当社は、本サービスにおいて、サプライヤーが提供する役務等を利用する為の前払式支払手段として電子チケットを発行、販売するものであり、予約等お客様とサプライヤーが直接交わす契約行為の当事者とはなりません。

### 2. 当社の免責

- (1) 当社は、お客様とサプライヤーとの間に生じた一切の紛争に何ら責任を負わないものとします。
- (2) 本サービスに関連して当社の債務不履行に起因して発生したお客様の損害について、お客様が消費者契約法に定める消費者である場合、当社は、当社の故意または重過失に起因する場合を除き、電子チケットサービスにおいてはお客様が購入した電子チケットの代金額を上限額として、本サービスについては通常生じうる損害の範囲内で損害賠償責任を負うものとします。なお、お客様が消費者契約法に定める消費者に該当しない場合には、当社の故意または重過失がない場合において免責されるものとします。
- (3) 当社は、電子チケットの紹介、販売に際して、その提供される役務、便宜の内容に関する正確性、真実性、最新性の確保に努めますが、完全性を保証するものではないことをお客様は予め承諾いただきます
- (4) お客様の過失、故意を問わず、お客様が通信機器を紛失、または電子チケット提示用電子メールの紛失したことによりお客様が電子チケットを利用不能となった場合に、当社は一切責任を負わないものとします。
- (5) お客様の過失、故意を問わず、お客様が、電子チケット提示用電子メールを第三者への転送し、第三者が当該電子チケットを利用したことに伴ってお客様自身並びにサプライヤーあるいは第三者に生じた損害について、当社はその賠償責任を負いません。
- (6) お客様が登録したメールアドレス等情報の変更または修正の不備、あるいは誤りが原因で、本サービスの利用上の支障もしくは損害が生じても当社は一切責任を負わないものとします。

### 3. その他

当社またはサプライヤーは、サプライヤーの故意または重過失に起因する場合を除き、お客様による本サービスの利用に際し、サプライヤーがお客様の電子チケットを消し込む際に発生した通信機器の破損に責任を負いません。

## 第14条（準拠法）

本規約の発効、効力、履行については日本国の法律適用に基づきます。

## 第15条（管轄裁判所）

1. 本サービスに関連してお客様と当社との間で紛争が生じた場合には、当事者間において誠意をもって協議し、円満な解決をはかるものとします。
2. 協議をしても解決しない場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を合意裁判所とします。

## 第16条（規定の変更）

### 1. 規定の変更

当社は、お客様の了解を得ることなく本規定を変更することがあります。この場合に、本サービスの利用条件は、変更後の「JTB電子チケット販売規定」によるものとします。

## 2. 変更した規定の発効時期

変更後の規定は、当社が別途定める場合を除き、本サービスのインターネットサイト上（以下、「当サイト」といいます。）に表示した時点より効力を生じるものとします。

### 第17条（規約の発効）

本規約は、日本標準時2019年11月25日より有効とします。

制定 2019年11月25日 第一版